

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	市山地区 小一山集落	2021年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当集落は、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落は、中心経営体である認定農業者(法人)1経営体が存在する。当法人への農地集約も検討しながら、農地を保全していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して、「必要ない」が50%、「わからない」が50%という結果となっている。また、後継者の目途が付いていない割合が100%という結果となった。
現在の耕作地及び農業用施設を保全していくためには、集落内外から人材確保をしていく必要がある。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要ない」が50%、「わからない」が50%となっている。

当集落は、圃場整備(S53～55年:4.5ha)は実施済みだが、暗渠排水が整備されていない箇所が多く、排水の機能改善の必要がある。

特に、小一山区域では、用水の確保が難しいうえに、用水路が老朽化し、漏水が発生している。このため、用排水機能の改善に向けて、行政と協議を進めていく。

■新規・特産化作物の取組方針

農地の大部分が粘性土であるため転作に適さない当集落は水稻の栽培を中心に栽培を行っており、今後の作付についても、当面の間は水稻を中心とした作付けを継続していく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、鳥獣の被害防止対策のための方法として、「個別に防護柵の設置」との意見が多く上がった。

当集落は、イノシシやサルによる被害が深刻化している。このため、集落全体を囲う防護柵を設置したが、山中に設置した防護柵は、倒木や腐食により倒壊している他、労力不足で見回りが困難となり、獣の侵入防止効果が発揮できていない箇所がある。

今後、防護柵の管理方法の検討を進めるとともに、個別に防護柵を設置し、対策を講じていく。なお、捕獲対策については、イノシシ用の捕獲檻を設置し、その効果が発現している。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積する」が50%、「無回答」が50%という回答結果となっており、アンケート回答者は概ね担い手への農地集積の意向を示している。

しかし現在は、入原区域では、比較的規模の大きい農家为中心となり農地が保全されているが、小一山区域では、高齢化やリタイアにより、耕作者が減少し、その区域の大半が遊休化している。現在、中山間地域等直接支払制度を活用し、3名の農業者が農地を保全しているが、限界感がある。

今後、農地の保全方法について、行政と検討を進めていく。

■その他の取組方針

当集落の小一山区域では、畦畔率が高く、高低差の大きい急傾斜地での除草作業が農家の大きな負担となっている。また、用水の確保や施設の老朽化など、厳しい営農実態がある。

今後、中山間地域等直接支払制度を継続することにより、既存の耕作地を保全していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		0.6 ha		0.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。